令和3年6月29日(火曜日) 福島県報号外第45号別冊

福島県職員措置請求(住民監査請求)監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

福島市八島町 11番 30号 尾形 和男

2 請求の内容

福島県職員措置請求書は、令和3年4月27日付けで提出された。

(1) 請求の要旨

福島市飯坂町において温泉を利用している福島市、旅館、ホテル、介護福祉施設、個人等の多くは、数十年以上も前から福島県道路占用料徴収条例又は福島県河川流水占用料等徴収条例に違反し、温泉管の道路占用料、河川占用料を支払っていない。

県北建設事務所行政課長は、福島市飯坂町において温泉を利用している福島市、旅館、ホテル、介護福祉施設、個人等に対し、道路占用許可申請書、河川占用許可申請書提出の行政指導を怠り、数十年以上も福島県道路占用料徴収条例又は福島県河川流水占用料等徴収条例違反を是正していない。

このため、次のことを求める。

- ア 県北建設事務所行政課長は、福島市飯坂町において温泉を利用している福島市、旅館、ホテル、介護福祉施設、個人等に対し、道路又は河川占用許可申請書、道路又は河川占用更新申請書を提出させる行政指導を行い、温泉管の道路占用料、河川占用料を徴収すること。
- イ 県北建設事務所行政課長は、温泉管の道路占用料、河川占用料を長期 にわたり滞納していた飯坂町内の旅館、ホテル、介護福祉施設、個人等 に対し、過去10年に遡り、温泉管の道路占用料未納分相当額、河川占 用料未納分相当額を請求し、徴収すること。

(2) 請求の理由

- ア 県北建設事務所行政課長は、福島県道路占用料徴収条例違反、福島県河川流水占用料等徴収条例違反を見過ごし、温泉管の道路占用料及び河川占用料の徴収を怠り、県に損害を与えており不当である。
- イ 地方自治法第2条第16項で「地方公共団体は、法令に違反してその 事務を処理してはならない」とあり、県北建設事務所行政課長は地方自 治法に違反している。
- ウ 県北建設事務所行政課長は、道路及び河川の占用料を長期にわたり 滞納していた福島市飯坂町の旅館、ホテル、介護福祉施設、個人等に対 し、過去 10 年に遡り温泉管の道路占用料未納分相当額及び河川占用料 未納分相当額の徴収を怠り、県に損害を与えていることは不当である。
- エ 不当利得請求権の時効期間は10年であるから(民法第166条1項)、 県北建設事務所行政課長が不当利得請求権を行使していないことは不 当である。

(3) 請求書添付の事実証明書

事実証明書1号 令和元年度道路占用者及び占用物件一覧表(写し) 事実証明書2号 温泉供給先の温泉管・下水道等について

(「現在の温泉管の長さ」欄に県道、国道、河川と記載されている温泉供給先の件数は県道 10 件、国道 7 件、河川 10 件である。)

事実証明書3号 飯坂町財産区供給先の配管図

事実証明書4号 温泉受給装置新設届(写し)

事実証明書5号 有限会社A温泉設備工事温泉設備図(写し)

第2 請求の受理

令和3年5月14日、監査委員の合議により、本件請求は地方自治法第242条に規定する要件を具備していると認め、令和3年4月27日付けでこれを受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

令和3年5月17日及び令和3年6月4日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人から新たな証拠として事実証明書6号から14号の提出があった。また、令和3年6月4日に同項の規定に基づき請求人の陳述を行った。

1 提出された新たな証拠

事実証明書6号 道路占用許可申請書(令和2年1月11日付け)(写し)

事実証明書 7 号 B 組合の温泉管配管図

事実証明書8号 C分湯槽・Dヘッダーから分湯された温泉管

事実証明書9号 道路占用許可申請書(平成30年3月5日付け)(写し)

事実証明書 10 号 道路占用期間更新許可申請書

(平成29年3月12日付け)(写し)

事実証明書 11 号 道路占用許可申請書

(平成31年3月1日付け)(写し)

事実証明書 12 号 道路占用許可申請書

(令和2年1月11日付け)(写し)

事実証明書 13 号 E 源泉北原地区送湯管改修工事全体配置図(写し)

事実証明書 14 号 平成 21 年度摺上川横断温泉送湯管添架工事河川横断 送湯管一般図(写し)

2 主な陳述内容

陳述のうち、本件請求に係る主な内容は、以下のとおりである。

(1) 有限会社 A が敷設している摺上川と赤川を横断する温泉管について、 県北建設事務所に占用許可の申請がされていないことを県北建設事務所 に対する公文書開示請求により確認をしている。

また、有限会社 A は、配管ルートを変更する際に赤川橋に添架されている温泉管を無断で撤去している。現在無いのだから撤去したとしか考えられない。それについて県北建設事務所は把握もしていない(事実証明書 5 号)。

(2) B 組合が敷設している温泉管の口径について、福島市に提出した書類と、県北建設事務所に提出した占用許可申請書で異なっている。行政機関がどちらとも判らない様な書類を受理していることは理解不能である。許可申請というものが杜撰に取り扱われているということである(事実

証明書7・8・12号)。

- (3) B 組合の旧配管ルートの古い温泉管について、県北建設事務所に道路占用廃止届が提出されていない。また、B 組合の温泉管については、温泉供給している福島市が作図した図面によると 25 ミリ管が D ヘッダー側から接続されているが、県北建設事務所に提出されている許可申請書では、40 ミリ管が C 分湯槽から赤川橋を横断して接続していることになっている。どちらが正しいのか明らかにしてほしい(事実証明書 7・8・12 号)。
- (4) 福島市飯坂町財産区(以下「財産区」という。)が所有し、河川を占用している温泉管は、赤川、摺上川を横断している4箇所であるが、県北建設事務所に河川占用許可申請がなされていない(事実証明書8・13・14号)。行政であってもきちんと占用許可申請がなされていなければならない。しかし、県北建設事務所に公文書開示請求をしたところ申請書は所有していないとの回答であった。このような手続きがあっていいはずがない。きちんとした手続きを踏まれるよう、監査委員には指摘をして是正させることを求めたい。
- (5) 事実証明書 2 号、3 号については、財産区の図面を基に作成した。財産区の温泉管だけでなく、個人で源泉を持って引き込んでいる者も相当数いる。違法な、届出も出さずに利用し続けた者が相当数いるということを指摘している。事実証明書 2 号で主張したいのは、県に関連すること、県が管理している道路と河川である。
- (6) 県北建設事務所には本来占用許可申請書を出していなければならない 案件について、公文書開示請求をしたところ無いという回答ばかりであ った。無いという回答をしているのに是正もさせない、どうするか結論 を出さないでいる現状は、占用許可がされていないという事実証明にな るのではないか。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が提出した事実証明書2号において、個別的、具体的に指摘している県が管理する県道、国道、河川を占用するとしている温泉供給先27件の温泉管について、県北建設事務所行政課長が道路占用料の徴収及び道路占用料相当額の請求、並びに河川区域の土地占用料の徴収及び土地占用料相当額の請求を怠っているという請求人の主張が、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」及び「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に当たるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象機関及び関係人

(1) 監査対象機関

県北建設事務所

(2) 関係人

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、財産区の事務を所管する福 島市観光交流推進室を関係人として調査を実施した。

3 監査の実施

監査は、上記機関を対象として、令和3年5月26日に職員調査、令和3年5月31日に関係人調査、令和3年6月4日に監査委員による監査をそれぞれ実施した。なお、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関である県北建設事務所からの事情聴取、関係書類の調査から、次の事項を確認した。

(1) 道路占用許可の適用規定と事務の流れ

ア 道路に工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、 道路法第32条の規定に基づき、道路管理者の許可を受けなければなら ない。地方公共団体及び特別地方公共団体も許可は必要である。

道路法第39条では道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができると規定されており、県においては、福島県道路占用料徴収条例により道路管理権に基づき占用料を徴収している。

- イ 占用許可を受けようとする者は、許可申請書に位置図、平面図、横断 図等、福島県道路法施行細則で規定している書類を添付し、県北建設 事務所長あてに提出する。占用許可は申請主義である。
- ウ 占用許可の期間は5年以内であり、県北建設事務所では、占用期限が 到来する占用者に対しては、更新手続きの案内を通知し、年度内に更 新が完了するよう手続きを行っている。なお、更新時期は占用許可台 帳により管理をしている。
- エ 道路占用料については、占用料免除となる場合を除き、県北建設事務 所において納入通知書を発行し、納入通知書記載の期限内に納入をさ せている。

なお、地方公共団体の行う事業に係る占用料は、道路法第39条第1項により徴収することができないものとされている。よって、特別地方公共団体である財産区が所有する温泉管については占用料は免除となる。

さらに、福島県道路占用料徴収条例第3条各号においては、占用料 の特例等が列記されている。

オ 道路法第32条第1項の規定による占用許可及び第3項の規定による変更の占用許可は、福島県事務委任規則により建設事務所長に委任

されており、福島県事務決裁規程により建設事務所行政課長の特定専 決とされている。

(2) 河川占用許可の適用規定と事務の流れ

- ア 河川区域内の土地を占用しようとする者は河川法第 24 条の規定に基づき、河川区域内の土地において工作物を新築等しようとする者は、同法第 26 条第 1 項の規定に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。地方公共団体及び特別地方公共団体も許可は必要である。河川法第 32 条では、都道府県知事は許可を受けた者から占用料を徴収することができると規定されており、県においては、福島県河川流水占用料等徴収条例により占用料を徴収している。
- イ 占用許可を受けようとする者は、許可申請書に事業計画、位置図、実 測平面図、面積計算書及び丈量図等の必要書類を添付し、県北建設事 務所長あてに提出する。占用許可は申請主義である。
- ウ 占用許可の期間は 10 年以内であり、県北建設事務所では、占用期限 が到来する占用者に対しては、更新手続きの案内を通知し、年度内に 更新が完了するよう手続きを行っている。更新時期は占用許可台帳に より管理している。なお、更新時も新規申請時と同様の添付書類が必 要となる。
- エ 占用料については、占用料免除となる場合を除き、県北建設事務所において納入通知書を発行し、納入通知書記載の期限内に納入をさせている。なお、占用料の免除については、福島県河川流水占用料等徴収条例第3条に規定されている。例えば、地方公共団体が自ら行う流水若しくは土地の占用、又は河川の上空占用は徴収しないこととしている。よって、特別地方公共団体である財産区が所有する温泉管は占用料免除となり、さらに地方公共団体以外であっても温泉管が河川を上空占用している部分は占用料免除となる。
- オ 河川法第 24 条及び第 26 条第 1 項の規定による許可は、福島県事務 委任規則により建設事務所長に委任されており、福島県事務決裁規程 により一部が建設事務所行政課長の特定専決とされている。

(3) 県北建設事務所の道路占用許可状況

県北建設事務所が道路管理者として福島市飯坂町内で管理している道路は国道 399 号、国道 399 号(バイパス)、主要地方道福島飯坂線及び一般県道穴原十綱線である。占用許可台帳を確認した結果、これらの道路の内、県北建設事務所が温泉管の占用について許可をしているものは県道穴原十綱線における民間の設置者 10 件であり、占用料も徴収している。そのうち、最も古いものは昭和 42 年に占用開始をしたものであった。

(4) 県北建設事務所の河川占用許可状況

- ア 県北建設事務所が河川管理者として福島市飯坂町内で管理している河川は一級河川阿武隈川水系摺上川、赤川及び小川である。当該河川区域は、福島県知事が河川法の規定に基づき管理しているが、国土交通省所管の国有財産である。
- イ 占用許可台帳を確認した結果、上記河川のうち、県北建設事務所が温泉管の占用について許可をしているものは、摺上川における財産区所有の温泉管1件である。その他財産区所有の温泉管1件については、令和3年5月、請求人から公文書開示請求を受けた後の調査等により更新手続き漏れが判明し、現在財産区の事務を所管する福島市において更新手続きに必要な書類を作成しているところである。占用料についてはどちらも財産区所有の温泉管であるため免除となる。

(5) 県北建設事務所の無許可占用に対する対応状況

- ア 道路パトロール、河川パトロールにより無許可占用の把握に努めている。建設事務所職員は道路法第71条による道路監理員、河川法第77条による河川監理員に指定されており、パトロールにおいて無許可占用を発見した場合は、当該行為者に対し是正の行政指導を行うことができる。
- イ 行政指導に従わない行為者に対しては、道路法第71条第1項及び第 2項、河川法第75条第1項及び第2項の規定による措置命令等を行う。 措置命令等は、福島県事務委任規則により建設事務所長へ委任されて

おり、福島県事務決裁規程により一部が建設事務所行政課長の特定専 決とされている。

2 監査対象機関の説明

監査において、監査対象機関である県北建設事務所は、本事案に関して次のような説明及び見解を示した。

(1) 福島市飯坂町の県が管理する道路、河川における温泉管の現状確認

- ア 福島市飯坂町にある県が管理する道路、河川において、県北建設事務 所が許可をしている温泉管のほかに、占用許可台帳に記載のない温泉 管が埋設等されている可能性があることを認識したのは、請求人から 公文書開示請求があった令和2年12月であった。
- イ 令和2年12月、福島市飯坂町における温泉管の配管状況について、 財産区の事務を所管する福島市観光交流推進室から情報収集を行うと ともに、財産区が管理する「飯坂温泉地区既設配管台帳(平成25年4 月最終更新)」(以下「配管台帳」という。)の提供を受けた。配管台帳 には県が管理する道路及び河川上の複数箇所に温泉管の記載があった が、県北建設事務所で許可をしている温泉管が配管台帳では確認でき ないものもあり、占用者を特定する資料としては十分ではないと考え ている。
- ウ 令和3年5月28日及び6月2日には温泉管の現状を確認するため 現地確認を行った。
 - (ア) 令和3年5月28日、配管台帳を基に、温泉管の道路埋設状況及び河川の横断箇所を確認した。道路埋設状況については、目視では確認不能であったが、1箇所の分湯槽からは温泉管が地下に入るのが確認できた。

温泉管が埋設されていると思われる箇所については道路の機能 上支障がでている箇所は見られなかった。

(4) 河川を横断している温泉管については、県が管理する摺上川及び 赤川において占用許可台帳に記載のない温泉管を確認した。その中 には、請求人が主張する摺上川を横断する温泉管や赤川橋に添架さ れている温泉管も確認された。

(ウ) 令和3年6月2日には占用許可台帳に記載のない摺上川を横断している温泉管の内、最も低位置を横断しているとみられる温泉管について、計画高水位からの高さを測量した。その結果、温泉管は計画高水位から約1.5m上空を横断しており、「河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)」に示す基準は満たしていた。過去最大の出水となった令和元年東日本豪雨時においても流水の支障となる状況は生じておらず、河川管理上は安全な位置にあるものと判断している。

(2) 許可申請と占用許可台帳の管理

- ア 占用許可は申請主義である。なお、パトロール等により申請漏れが判明する場合もある。具体的には、①パトロールにより届出のない工事を発見し判明する場合、②施設の更新工事時に工事業者からの相談により判明する場合、③令和元年東日本豪雨に関連した河川工事の際、占用許可台帳の未記入が判明した事例等がある。そうした場合は、判明後速やかに必要な手続きを行い、その都度台帳の補正等を行っている。ただ、古くからの埋設物等については確認が困難である。
- イ 占用許可の更新事務は占用許可台帳を基礎としていることもあり、 県北建設事務所では平成 27 年から本台帳のデータベース化を進めて いる。正確に占用許可情報が得られ、図面等の保存もある程度電子化 できるよう改善を図ろうとしているところであるが、将来的には、パ トロール時においても速やかに状況確認ができるようになればと考え ている。
- (3) 請求人の「福島県道路占用料徴収条例及び福島県河川流水占用料等徴収条例違反を見過ごし、占用料の徴収を怠り、県に損害を与えている」という主張に対する見解
 - ア 道路法及び河川法の目的である公物の適正管理を確保するために、 管理が必要なものについてはパトロールを行い、占用許可を受けてい ない物件が発見された際には速やかに是正の指導をしている。道路や 河川を良好な状況に保つため、無許可占用については常に正確に把握

するよう努めている。本件については、現状把握を行い、今後の対応を 検討しているところである。

- イ 請求人は過去 10 年に遡って占用料相当額を請求することを求めているが、遡及の適用については一律ではなく、それぞれの事情により異なる。なお、道路については、平成 27 年に「無許可占用にかかる占用料相当額の徴収取扱いについて(平成 27 年 1 月 28 日付け 26 道第 1181 号道路計画課長通知)」(以下、「県道路計画課長通知」という。)により取扱いが整理された。河川については、道路と取扱いは異なっている。今後福島市とも連携し、他の占用者との公平性や、占用に至った経緯、事情等を勘案して慎重に決める必要があると考えている。
- ウ 請求人が主張する B 組合の許可申請書の内容については、新規申請 時に図面等申請書類で占用の場所や占用物件について審査、確認して いる。

(4) 本事案に対する受け止めと今後の対応

- ア 福島市飯坂町における温泉管の占用許可状況は、道路 10 件、河川 2 件あわせて 12 件(内 1 件は更新手続き中)であるが、事務所としてはこれまでの調査等から実感としてはこれだけではないとみている。更新手続き中の 1 件を除く 11 件については現状把握も更新許可もされており適正な状態にあると認識している。
- イ 占用許可台帳と実際の占用物で違いが生じている理由としては、更 新漏れが考えられる。更新漏れの原因としては、更新時期に確認を見 落としてしまった場合や、台帳の記載が漏れていた場合がある。台帳 の記載漏れについて、地上にあるものはある程度確認ができるが、地 下に埋設されているものについては存在をすべて正確に把握するとい うことは非常に難しく、課題とは捉えているが、早急な解決は困難な 状況である。
- ウ 道路、河川の占用物については、出来る限りその存在を把握し、適切 に占用許可手続きを行うことで、適正な公共土木施設の管理や、管理 費用の負担の公平性を確保する必要があると考えている。福島市及び 関係機関と連携し、現状把握に努め、正確な現状把握が可能な占用物

から順次占用許可の手続きを進めるなど、早期の適正化を図っていきたい。

3 関係人調査

財産区の事務を所管する福島市観光交流推進室から聞き取りを行った内容は、以下のとおりである。

- (1) 財産区の有する温泉については、「飯坂町財産区温泉供給条例(昭和 38 年 12 月 26 日条例第 59 号)」により供給がされている。
- (2) 旧飯坂町では、昭和 31 年から昭和 34 年にかけて、町事業として源泉を掘削し、観光振興を図った。実際、昭和 34 年には旅館数は約 140 軒とピークであった。昭和 33 年には「飯坂町温泉使用条例(昭和 33 年条例第 1 号)」が制定された。
- (3) 飯坂町温泉使用条例第 11 条(工事の施行区分及び工費)には「供給装置は町がこれを行う。」、「受給装置は受給者の負担において装置する。但し受給装置の管理は町が行うものとする。」と規定されている。また、飯坂町財産区温泉供給条例第 6 条(工事の施行区分及び公費)には「供給装置は、財産区の負担により市が行う。」、「受給装置は、受給者の負担において受給者が行うものとする。ただし、設計及び工事については、市長が公認する工事業者に施行させなければならない。」と規定されている。さらに、「福島市道路占用料徴収条例施行規則(昭和 63 年 3 月 31 日規則第 10 号)」第 2 条第 19 号には、「市長が慣行等から占用料を徴収することが不適当であると認めた物件は占用料は徴収しない」と規定されている。これらの規定からすれば、昭和 39 年 1 月 1 日に旧飯坂町が福島市と合併する前から設置されている温泉管については旧飯坂町が管理するということで占用料が免除されており、それが合併後も継続し、合併後に新規に設置された温泉管については占用料を徴収するといった何らかの判断等があったのではないかと推測される。

4 判断

(1) 河川区域の土地占用料の徴収及び土地占用料相当額の請求を怠る事実 について

本件請求に係る県が管理する一級河川阿武隈川水系摺上川、赤川の河川区域については、河川法第9条第2項の規定により法定受託事務として国からの委任を受け、福島県知事が河川管理者として、公物管理上の見地から国の公共用財産の管理の一部を行っているものである。

昭和52年9月5日東京高裁判決によれば、河川管理権に基づく管理は住民監査の対象とならないと判示されている。本件については、河川の占用という河川管理におけるものであり、住民監査請求の対象外である。

(2) 道路占用料の徴収を怠る事実について

請求人が事実証明書2号で指摘する県が管理する県道、国道を占用するとしている温泉供給先17件の温泉管の内、許可が確認できた3件については、占用料の徴収が必要なものは適切に処理がなされており、その余の14件の温泉管については、県北建設事務所の占用許可台帳によれば許可は確認できない。

道路占用料は福島県道路占用料徴収条例第4条に規定されているとおり、道路法第32条第2項の申請を受け、同条第1項の規定による占用許可を前提として徴収されるものであり、許可が確認できない状況の中では、占用料を徴収する根拠は認められない。よって、道路占用料の徴収を怠る事実は認められない。

(3) 道路占用料相当額の請求を怠る事実について

上述のとおり、道路占用許可は申請主義であり、許可申請が出されたものについては適正な指導がなされている。県北建設事務所では、道路を常に良好な状態に保つため、道路法第71条の規定により、職員が道路監理員として道路パトロールを行い、無許可占用の発見に努めている。無許可占用を発見した場合には、当該行為者に対し、是正の行政指導を行うとともに、必要に応じ是正の措置命令等を行っている。また、更新工事や関連工事の際に無許可占用であることが判明した場合は、速やかに許可申請の指導を行っており、道路の機能上の支障をきたさないよう十分に管

理がなされている。

請求人が県が管理する県道、国道において無許可占用として指摘する 14 件については、これまで道路パトロールや更新工事等で認識されることはなく、請求人からの公文書開示請求があった令和2年12月にはじめて、県北建設事務所が管理する道路に占用許可台帳に記載のない、許可が確認できない温泉管が埋設されている可能性があることを認識したものである。

県北建設事務所においては、請求人からの公文書開示請求を受け、財産区の事務を所管する福島市観光交流推進室から配管台帳の提供を受ける等、情報収集を行い、また、現地確認による現状把握や道路管理者としての安全性の確認等を行い、それらを踏まえて今後の対応について、所内で検討を進めているところである。

様々な占用物の中でも特に道路の埋設物については目視で確認ができるものではなく、無許可占用物の対応については、更新工事等により発見された場合や、県民等からの情報提供等の機会を捉えて行うことはやむを得ない対応であると考えられる。

また、無許可占用が生じる原因のひとつとして、更新漏れも考えられるが、更新事務は占用許可台帳を基礎としていることから、平成27年から台帳のデータベース化を進め、更新漏れが生じないよう占用許可事務の適正化に取り組んでいる。

飯坂温泉が世に知れ渡るようになったのは、江戸時代中期の享保年間の頃からであり、当時は温泉宿が4軒の小さな温泉街であった。関係人調査によれば、昭和31年から昭和34年にかけて、福島市に合併前の旧飯坂町の事業として源泉の掘削をし、飯坂温泉全体の観光振興を図った。昭和34年には旅館数がピークとなり、約140軒の旅館が軒を連ねていた。温泉管も埋設されてから約60年以上が経過しているものもあると推察される。

長い時間の経過の中では、温泉管の占用者の変更や、旅館等の廃業、路線変更等、様々な状況の変化が確認され、また、飯坂町温泉使用条例等からは占用許可や占用料について、何らかの判断等があったのではないか

とも推測される。

そのような状況の中で、占用者を特定し、個別事情を確認し、占用開始 時期や占用面積を確定するには相当な人的、時間的、経済的負担が必要と なり、その作業は相当な困難を伴うことが想定される。

また、無許可占用にかかる道路占用料相当額の請求については、平成27年に県道路計画課長通知が発出され、それ以降は当該通知に基づき①占用許可を受けないで道路敷に物件等を占有している者のうち、当該無許可物件について適切に申請を行うことにより、占用許可ができる物件であること、②無許可で占用してきた実態が明白であること、を要件に、当該無許可占用者からの新規申請を受理し、公平性を考慮しながら個別の事情等に応じた必要な手続き行うこととしている。

以上のことを総合的に考慮すれば、県北建設事務所行政課長が無許可占用物を意図的に放置していた、認識していたにも関わらず放置していたものとはいえず、また、温泉管の埋設時期や推測される個別の事情、経済的合理性からすれば、財産の管理を違法若しくは不当に怠っているとまではいえないものと判断する。

第6 結論

以上のことから、本件請求についての監査の結果は、令和3年6月25日、 監査委員の合議により次のとおり決定した。

河川区域の土地占用料の徴収及び土地占用料相当額の請求を怠っているという請求人の主張は住民監査請求の対象外であることから却下、道路占用料の徴収及び道路占用料相当額の請求を怠っているという請求人の主張については、理由がないことから棄却する。

第7 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

県北建設事務所長は、道路管理者、河川管理者として、公物管理を適正に 行う義務があり、また、道路、河川の占用にあたっては、法や条例、規則を 遵守させ、その占用について適切に指導、監督する義務がある。

また、道路や河川の安全管理という点においては、占用物件を把握できていない状況が継続することは好ましいことではない。

もっとも、飯坂温泉は、江戸時代中期頃には多くの旅人が訪れるようになったとされる非常に歴史のある温泉であり、昭和 31 年から昭和 34 年にかけては、福島市に合併前の旧飯坂町の事業として源泉の掘削をするなど、温泉管も古くから埋設されているのではないかと推察できる。

現在飯坂温泉旅館協同組合加盟店は、独自に源泉を所有している温泉も含めて37軒、その他社会福祉施設や民間企業等も温泉を利用しており、特に道路に埋設されている温泉管は相当数にのぼるものと思われる。飯坂町内には廃業になっている旅館等も見受けられ、使用されていない或いは所有者が確認できない温泉管も埋設されているとも考えられる。

かかる状況の下で、すべての占用物件について、占用者の特定、占用開始時期や占用面積、占用料等の金額の確定をしようとすれば、各種調査や、関係者の事情聴取等が必要であり、相当な人的、時間的、経済的負担を要するものと考えられ、占用物件の詳細な把握等は相当な困難を伴うと思料される。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済対策、令和元年東日本豪雨や今年2月の福島県沖地震対策等、業務が錯綜する中ではあるが、まずは、現状をしっかりと把握し、必要な手続きを進めること、容易に把握ができない物件については、福島市や関係機関と連携しながら調査を進め、安全性、公平性はもとより、経済的合理性にも配慮しつつ、適正化に向け努められたい。

また、引き続き県民の安全安心の確保のため、道路管理者、河川管理者と

して公物管理の適正化に尽力するとともに、占用許可台帳の管理等、占用許可事務についても適正、確実に執行するよう意見する。